

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険診療所条例（平成17年東近江市条例第163号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東近江市蒲生医療センターの項中「脳神経外科」を削り、「婦人科」を「婦人科
皮膚科
心臓血管外科
放射線治療科」
に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市蒲生医療センターの診療科目を変更したく、本議案を提出するものである。